

**令和4年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会
廃プラスチック類の最終処分量等削減及びマテリアル・ケミカルリサイクル
促進事業に係る実態調査業務委託仕様書**

1 委託業務名

令和4年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会廃プラスチック類の最終処分量等削減及びマテリアル・ケミカルリサイクル促進事業に係る実態調査業務委託

2 業務の目的

廃プラスチック類（有価物として取り扱われるものを含む。以下同じ。）の発生から最終処分又はリサイクルまでの一連の流れを確認するとともに、プラスチックの種類・性状ごとの発生量や現状の処理方法・能力等について実態を把握し、九都県市域内における問題点や課題を整理するため、実態調査業務を実施するものである。

具体的には、九都県市域内での廃プラスチック類のリサイクル状況、リサイクラーの分布や処理実態、プラスチック種類・性状ごとの有価・無価性、九都県市域内のリサイクラーの分布図・リサイクル処理能力などに関する調査を実施し、課題の整理を行うとともに今後の行政施策に活用することを目的とする。

※「九都県市」とは、九都県市首脳会議の構成自治体である、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。

3 契約期間

契約締結日から令和5年3月15日(水)まで

4 業務内容

(1) 実態調査業務

ア 九都県市域内での廃プラスチック類のリサイクル状況

九都県市域内で排出される廃プラスチック類の発生状況及び現状のリサイクル状況を都県市ごとに調査する。

イ 九都県市域内のリサイクラーの数

九都県市域内におけるリサイクラーの所在状況について、プラスチック関係団体等への照会及びインターネットでのホームページ検索等を活用し、以下の項目を調査する。

(ア) 法人又は個人名

(イ) 事業者（事業所）の住所

※「リサイクラー」とは、事業者から買い取ったプラスチックをペレット等に加工しプラスチック原料として国内外のプラスチック製品製造会社等に販売している事業者のことをいう。

ウ リサイクラーの処理実態

九都県市域内のリサイクラーの処理実態を把握するため、イの実態調査で把握したリサイクラーに対して、以下に例示する項目などの処理実態を正確に把握するために必要な項目について、アンケート調査又は現地調査を実施する。

(ア) 買い取っているプラスチックの種類・性状（樹脂の種別、色、形状、荷姿等）及び買取価格

(イ) 売却先及び使用先の製品

- (ウ) 保有しているプラスチック処理施設の種類及び処理能力 (t/年)
 - (エ) 買い取りしていないプラスチックの種類及び性状
 - (オ) 2018年の中国の廃プラ輸入規制強化の影響 (2018年当初と現在)
 - (カ) 廃プラスチック類のマテリアル・ケミカルリサイクルの課題
 - (キ) 今後の事業計画 (事業規模の拡大・縮小予定など)
- エ その他、廃プラスチック類のマテリアル・ケミカルリサイクル率向上及び最終処分量削減の課題抽出に係る調査
- (2) 調査結果報告会の開催
- 発注者が設置する適正処理部会において調査結果の報告及び説明を行い、調査内容に対する質疑応答や意見交換を実施すること。
- (3) 調査結果の取りまとめ
- (1)の実態調査業務で調査した結果について、取りまとめて報告書を作成する。
なお、報告書には、以下の項目を必ず取りまとめること。
- ア 九都県市域内のリサイクラーの分布図・都県市ごとのリサイクル処理能力合計
 - イ 調査時点での各プラスチック種類・性状ごとの有価・無価のリスト
 - ウ 廃プラスチック類のマテリアル・ケミカルリサイクル率向上及び最終処分量削減の課題と考察

5 打合せ

3回以上 (業務着手前、中間報告 (1 1 月頃)、納品時、その他発注者が必要と認める場合)

6 納品について

本業務完了後、令和5年3月15日(水)までに報告書及びアンケート調査等の回答などの電子データを、以下のとおり納品すること。

(1) 納品物

ア データファイル一式 (CD-R) 9枚

※データファイルはPDF形式のほか、ワード、エクセル等発注者の指示に基づく形式で納品するものとする。

イ 報告書 9部

(2) 納品方法

指定した納品場所へ持参又は郵送

(3) 納品場所

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

(埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第三庁舎2階)

7 留意事項

- (1) 契約締結後、速やかに作業計画書を発注者に提出すること。
- (2) 円滑に本事業を進めるため、発注者をはじめ連携する事業者と随時連絡をとり、事業内容について十分な調整を図ること。
- (3) 業務内容及び業務の進め方については事前に発注者と協議すること。また、業務の進行状況等について、発注者に随時報告するとともに、指示を受けること。
- (4) 発注者から依頼があった時は、発注者が設置する部会等に参加し進捗状況の報告等を行うこと。また、会議出席者の質問等に適宜回答すること。

- (5) 業務内容は第三者に漏えいしてはならない。
- (6) 本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。
- (7) 本調査で知り得た個人情報の取扱いについては、契約書で定めるとおりとすること。
- (8) 九都県市域内に緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施に支障を来す場合には、相手方にその旨を書面により通知し両者協議の上で、契約内容の見直し等必要な措置をとること。
- (9) 業務終了後、取得した個人情報は速やかに廃棄し、廃棄したことの記録を発注者に提出すること。
- (10) 発注者は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。
- (11) 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から発注者に帰属する。

8 連絡体制等

受託者は、本委託業務の契約後遅滞なく、緊急時の連絡体制及び役割分担を定め、発注者へ報告すること。また、問題が発生したときは、速やかに内容及び対応経過を発注者へ報告すること。

9 事業担当

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局（埼玉県環境部産業廃棄物指導課）

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048-830-3136

E-Mail a3120-07@pref.saitama.lg.jp